

北・北海道中央圏域
定住自立圏の形成に関する協定書

平成23年9月30日

名寄市・士別市・西興部村

定住自立圏の形成に関する協定書

名寄市及び士別市（以下「甲」という。）と西興部村（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し連携しながら、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組及び役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- （1） 生活機能の強化に係る政策分野 別表第1
- （2） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野 別表第2
- （3） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野 別表第3

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、前条に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続き又は人員の確保に係る負担並びに前条及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通知するものとする。

2 前項の通知は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年9月30日

甲 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市
名寄市長

加藤 剛士 

士別市東6条4丁目1番地
士別市
士別市長

米野 勇司 

乙 紋別郡西興部村字西興部100番地
西興部村
西興部村長

高畑 秀美 

別表第1（第3条関係）

1 医療

救急医療の維持・確保	取組の内容	夜間及び休日等における救急患者に対応するため、救急医療体制の維持・確保を図る。
	甲の役割	名寄市立総合病院及び士別市立病院における第2次救急医療体制の維持・確保を図る。
	乙の役割	甲が行う第2次救急医療体制の維持・確保について、必要な協力と応分の経費を負担する。
圏域医療体制の充実	取組の内容	圏域住民が安心して暮らせるよう、圏域医療体制の充実を図る。
	甲の役割	圏域医療における役割分担のもとに、甲の地域における医療体制の充実を図るとともに、乙への医師等の派遣、医療情報の共有を促進する。
	乙の役割	圏域医療における役割分担のもとに、乙の地域における医療体制の充実を図るとともに、甲と連携し医療情報の共有を促進する。

2 教育

図書館相互利用の促進	取組の内容	圏域住民の教育・文化の向上を図るため、図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供を行う。
	乙の役割	甲と連携して圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進するとともに、図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供に努める。

生涯学習機会の充実	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るため、公共施設の有効活用及び各公共施設等で実施する講演、イベントや大会等の充実並びに圏域住民への情報提供を促進する。
	甲の役割	乙と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	甲と連携して公共施設の相互利用を促進するとともに、生涯学習機会の充実と圏域内の情報を相互に交換し、乙の住民への周知を図る。

別表第2（第3条関係）

1 地域公共交通

地域公共交通の確保	取組の内容	圏域住民の移動手段の確保と利便性の向上を図るため、バス路線の維持・確保や交通施設の整備、多様な交通手段の検討・実証・導入を行う。
	甲の役割	乙と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、デマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、複合交通センターの整備を行い、必要な情報を乙に提供する。
	乙の役割	甲と連携してバス路線の維持・確保と利用促進に取り組むとともに、公共交通を結ぶデマンド交通等の多様な交通手段の検討・実証・導入、甲の取組に対する情報提供や住民周知を図る。

2 地域内外の住民との交流・移住促進

地域内外の住民との交流促進	取組の内容	圏域内外の住民との交流を促進するため、北海道遺産であり、圏域中央を南北に縦断する天塩川等を活かしたイベント等の取組や交流施設の維持・整備を推進するとともに、圏域内の情報交換を促進する。
	甲の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、圏域内の情報を収集し乙への情報提供と甲の住民への周知を図る。
	乙の役割	交流施設の維持・整備及びイベント等を開催するとともに、甲が提供する情報を乙の住民に周知する。

別表第3（第3条関係）

1 宣言中心市等における人材の育成

大学と連携した人材育成	取組の内容	圏域に必要な人材育成を図るため、名寄市立大学と連携して、保健・医療・福祉の人材を育成・確保するとともに、圏域住民に対する学習機会や学習情報の提供、地域福祉の向上や地域振興の取組を推進する。
	甲の役割	名寄市立大学を運営し、圏域に必要な保健・医療・福祉の人材育成や講師派遣、圏域住民を対象とした講座や講演会等を開催し、乙と連携して地域福祉の向上、地域振興を促進させる取組を行う。また、大学機能を充実させるため、図書館等の整備を推進する。
	乙の役割	名寄市立大学が提供する学習機会や学習情報等を乙の住民に周知するとともに、必要に応じて名寄市立大学と連携した取組を推進する。また、名寄市立大学が行う実習等の受入に協力する。
職員研修	取組の内容	職員の資質向上と職員間のネットワークを強化するため、圏域職員を対象とする合同研修会を開催する。
	甲の役割	乙と連携して圏域職員を対象とした合同研修会を開催する。
	乙の役割	合同研修会に職員を参加させるとともに、当該研修会開催に必要な協力と応分の経費を負担する。